**別表十（九）**　記載要領

1　この表は、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第12項（定義）に規定する投資法人（第３号において「投資法人」という。）が租税特別措置法第67条の15第１項（投資法人に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「⑭×$\frac{80又は70}{100}$⑮」の欄は、当該事業年度が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第45条（課税事業年度）に規定する課税事業年度（同条第３項の規定により同条に規定する課税事業年度とみなされる事業年度を除く。）である場合には「又は70」を消し、その他の場合には「80又は」を消すこと。

3　「買換特例圧縮積立金個別控除額の合計額（27の計）⑯」、「買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期加算額（48の計）⑱」、「買換特例圧縮積立金個別控除額の計算」、「控除限度割合の計算」及び「買換特例圧縮積立金個別控除額のうち当期において配当可能利益の額に加算する金額の計算」の各欄は、投資法人の平成25年４月１日前に開始した事業年度にあつては、記載を要しない。この場合において、「差引計⑪－⑫－⑬－⑮－⑯＋⑰＋⑱　⑲」の欄中「⑪－⑫－⑬－⑮－⑯＋⑰＋⑱」とあるのは、「⑪－⑫－⑬－⑮＋⑰」として記載すること。（マイナスの場合は０）

4　「不動産投資法人の特例」の各欄は、租税特別措置法施行規則第22条の19第６項（投資法人に係る課税の特例）に規定する不動産投資法人が同条第５項の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十一㈠の記載要領第１号中「貸倒引当金）、」を「貸倒引当金）若しくは」に改め、「若しくは平成23年12月改正法第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成23年12月旧法」という。）第52条第１項若しくは第５項（個別評価金銭債権に係る貸倒引当金）」を削り、「損金算入）、」を「損金算入）若しくは」に改め、「若しくは平成23年12月旧法第81条の３第１項（平成23年12月旧法第52条第１項又は第５項の規定により平成23年12月旧法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）」を削り、同第四号を削る。

別表十一㈠の表中「公益法人等・協同組合等の繰入限度額 ⑹×$\frac{116又は112}{100}$」を「公益法人等・協同組合等の繰入限度額 ⑹×$\frac{112}{100}$」に改め、同表の記載要領第１号中「貸倒引当金）、」を「貸倒引当金）若しくは」に改め、「若しくは平成23年12月改正法第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成23年12月旧法」という。）第52条第２項若しくは第６項（一括評価金銭債権に係る貸倒引当金）」を削り、「限る。）、」を「限る。）若しくは」に改め、「若しくは平成23年12月旧法第81条の３第１項（平成23年12月旧法第52条第２項又は第６項の規定により平成23年12月旧法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）」を削り、「租税特別措置法第57条の10」を「租税特別措置法第57条の９」に改め、「若しくは平成23年12月改正法第19条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成23年12月旧措置法」という。）第57条の10（中小企業等の貸倒引当金の特例）」を削り、「租税特別措置法第68条の59」を「同法第68条の59」に改め、「若しくは平成23年12月旧措置法第68条の59（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）」を削り、同第１号ニ中「第57条の10第１項」を「第57条の９第１項」に、「第33条の９第４項各号」を「第33条の８第４項各号」に改め、同第四号を次のように改める。

4　「令第96条第６項第２号イの貸倒れによる損失の額の合計額　⑬」、「損金の額に算入された令第96条第６項第２号ロの金額の合計額　⑭」、「損金の額に算入された令第96条第６項第２号ハの金額の合計額　⑮」及び「益金の額に算入された令第96条第６項第２号ニの金額の合計額　⑯」の各欄の記載に当たつては、法人が旧効力法第52条第２項若しくは第６項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成23年12月改正法附則第19条第１項の規定により読み替えて適用される法第81条の３第１項（旧効力法第52条第２項又は第６項の規定により法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合には、当該各欄には、それぞれ法人税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第379号）附則第５条第３項（貸倒引当金勘定への繰入限度額等に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される令第96条第６項第２号イ（貸倒引当金勘定への繰入限度額）に掲げる金額、同号ロに掲げる金額、同号ハに掲げる金額及び同号ニに掲げる金額を記載すること。

別表十一㈠の記載要領第五号を削り、同第六号中「第57条の10第１項」を「第57条の９第１項」に改め、同号を同第五号とし、同第七号を同第六号とする。

別表十一㈡の記載要領第１号中「若しくは租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成22年政令第58号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この号において「平成22年旧措置法施行令」という。）第32条の２第26項及び第27項（特殊投資法人の取得価額の特例）の規定により計算した金額又は租税特別措置法施行令」を「又は同令」に改め、「若しくは平成22年旧措置法施行令第39条の72第18項及び第19項（特殊投資法人の取得価額の特例）の規定により計算した金額」を削る。